

2. 環境施策の主体としての総合的な取組

2.1 条例制定、計画策定、数値目標設定

(1) 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定状況(問1)

【全体的な傾向】

地域の環境政策に関する条例の制定

- 地方公共団体の全体における『環境政策の基本を定める条例』の制定状況は、「実施中」の45.7%、「検討中」の10.0%を合わせて55.7%と5割を越す。
- 『環境影響評価に関する条例』の制定については、全体的に少なく「実施中」7.4%、「検討中」5.5%であり合計12.9%である。
- 今年度より追加された『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』については、実施率0.9%と制定率が非常に低い。

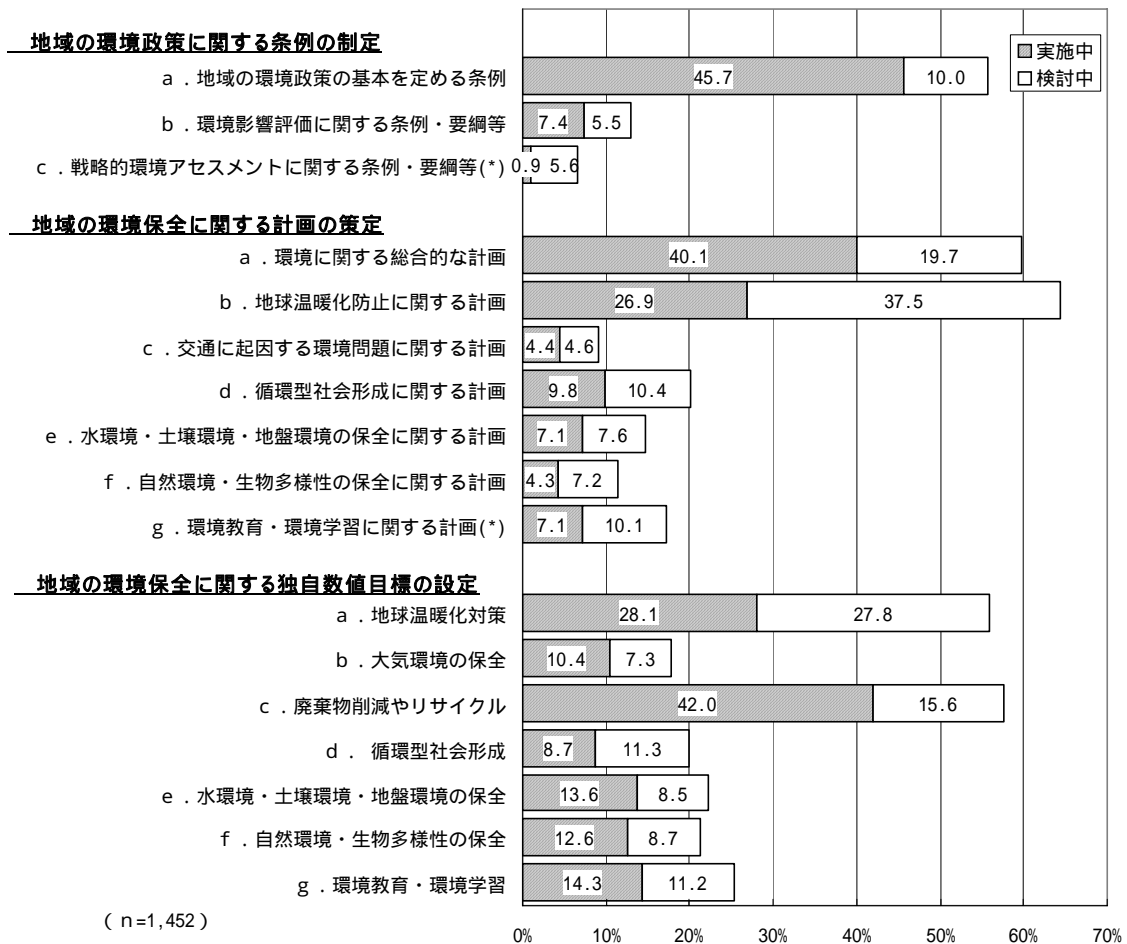
地域の環境保全に関する計画の策定

- 環境保全に関する計画策定については、「実施中」の団体が最も多いのは『環境に関する総合的な計画』で、「既に実施中」40.1%、「現在検討中」19.7%であり合計は59.8%を占める。
- 『地球温暖化防止に関する計画』については、「実施中」は26.9%であるが、「現在検討中」の団体が37.5%を占め、合計すると64.4%となり、『環境に関する総合的な計画』を超える。地球温暖化防止に対する関心の高さが伺える。
- 今年度より追加された『環境教育・環境学習に関する計画』については、実施率7.1%と策定率は低い。

地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定

- 独自の数値目標(国の基準を超えるものを含む)の設定については、『廃棄物削減やりサイクル』(「実施中」42.0%、「検討中」15.6%：合計57.6%)や『地球温暖化対策』(同28.1%、27.8%：計55.9%)が多い。

図表 III-3 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定状況（全体）



(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

【基本属性別の特徴】

- 地方公共団体の基本属性別にみると、多くの項目において都道府県と政令指定都市における実施率が非常に高い。市区町村は実施率の高い項目でも30～40%と低い実施率にとどまっている。
- なお都道府県および政令指定都市では、『地域の環境政策の基本を定める条例』ならびに『環境に関する総合的な計画』については、すべての団体で実施されている。
- 今年度より追加された『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』については、全体では実施率0.9%と制定率が非常に低いが、属性別でみると都道府県や政令指定都市では「検討中」の割合が高く（「検討中」39.1%、50.0%）、今後制定が進むと考えられる。
- 今年度より追加された『環境教育・環境学習に関する計画』については、全体では実施率7.1%と策定率が低かったが、属性別にみると、都道府県では54.3%、政令指定都市では62.5%と比較的高い策定率となっている。

図表 III-4 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定状況（基本属性別）

(%)

基本属性	都道府県 n=46		政令指定都市 n=16		市区町村 n=1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
環境政策に関する条例の制定						
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	100.0	0.0	100.0	0.0	43.3	10.4
b. 環境影響評価に関する条例・要綱等	100.0	0.0	81.3	18.8	3.5	5.5
c. 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等(*)	4.3	39.1	6.3	50.0	0.7	4.0
環境保全に関する計画の策定						
a. 環境に関する総合的な計画	100.0	0.0	100.0	0.0	37.4	20.6
b. 地球温暖化防止に関する計画	73.9	0.0	87.5	6.3	24.7	39.1
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	26.1	4.3	68.8	18.8	2.9	4.5
d. 循環型社会形成に関する計画	45.7	0.0	56.3	6.3	8.1	10.8
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画	41.3	2.2	56.3	12.5	5.4	7.7
f. 自然環境・生物多様性の保全に関する計画	32.6	10.9	18.8	18.8	3.2	6.9
g. 環境教育・環境学習に関する計画(*)	54.3	4.3	62.5	12.5	4.9	10.3
地域の環境保全に関する独自の数値目標設定						
a. 地球温暖化対策	97.8	2.2	87.5	12.5	25.1	28.8
b. 大気環境の保全	78.3	2.2	62.5	12.5	7.6	7.4
c. 廃棄物削減やリサイクル	97.8	0.0	93.8	0.0	39.6	16.3
d. 循環型社会形成	60.9	6.5	56.3	6.3	6.4	11.5
e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全	89.1	0.0	68.8	12.5	10.5	8.8
f. 自然環境・生物多様性の保全	82.6	4.3	56.3	18.8	9.8	8.8
g. 環境教育・環境学習	87.0	2.2	68.8	18.8	11.2	11.4

(注) 1. 網掛けは50%以上を示す。

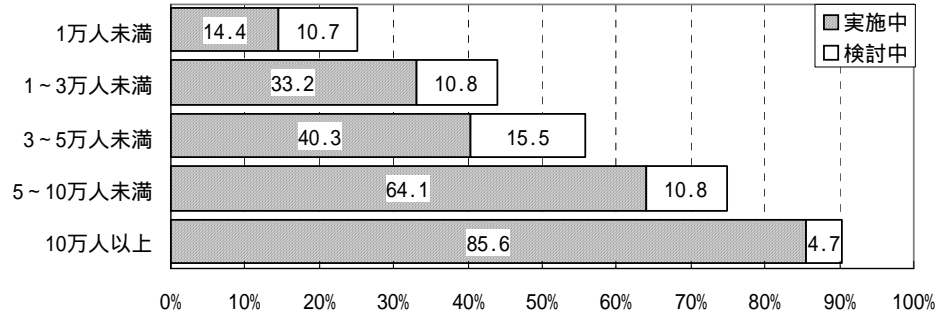
2. *印は今年度より追加された設問項目を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

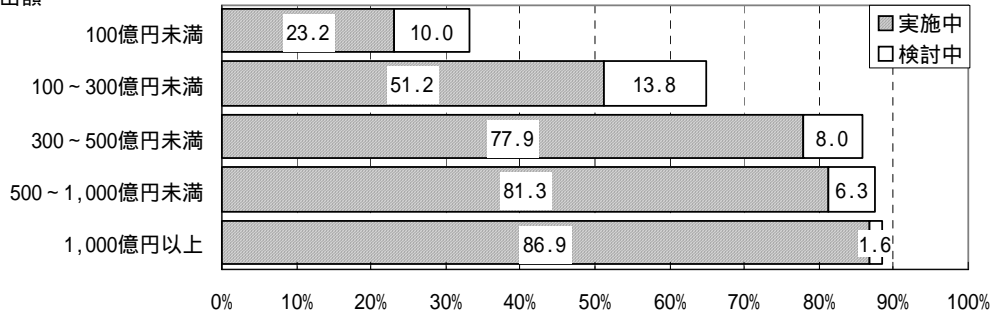
- 『地域の環境政策の基本を定める条例』の策定は、市区町村の全体では「実施中」43.3%、「検討中」が10.4%である。これを人口別にみると、「1万人未満」では「実施中」14.4%、「検討中」が10.7%であるに対して、人口規模が大きくなるに従い実施率は高くなり、「10万人以上」では「実施中」85.6%、「検討中」が4.7%である。「歳出額」「農業生産額」「工業出荷額」「小売販売額」「乗用車保有台数」についても、規模の増加とともに実施率が上昇する傾向がある。(図表 -5)
- 『環境影響評価に関する条例・要綱等』の策定については、市区町村の全体では「実施中」3.5%、「検討中」が5.5%と非常に少ない。人口別にみると、人口規模の大きさと必ずしも対応していないが、「10万人以上」の規模で策定率が高くなっている。「歳出額」「小売販売額」についても、規模の増加とともに実施率が上昇する傾向がある。(図表 -6)
- 『戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等』の策定については、市区町村の全体では「実施中」0.7%、「検討中」が4.0%と非常に少ない。人口別にみると、実施率はその規模に対応しておらず、いずれの規模の団体においても実施率は非常に少ない。(図表 -7)
- 環境保全に関する計画の策定状況について、人口規模別にみると、『環境基本計画』『地球温暖化防止に関する計画』においては人口規模の増加とともに実施率は高くなる。その他の計画については、「10万人以上」の規模でやや突出している。(図表 -8)
- 環境保全に関する独自の数値目標の設定についても、人口規模が大きくなるとその実施率は上昇する傾向にあるが、特に人口「10万人以上」では実施率がかなり高くなる。(図表 -9)

図表 III-5 市区町村における「地域の環境政策の基本を定める条例」の策定状況
 (属性別：政令指定都市を除く)

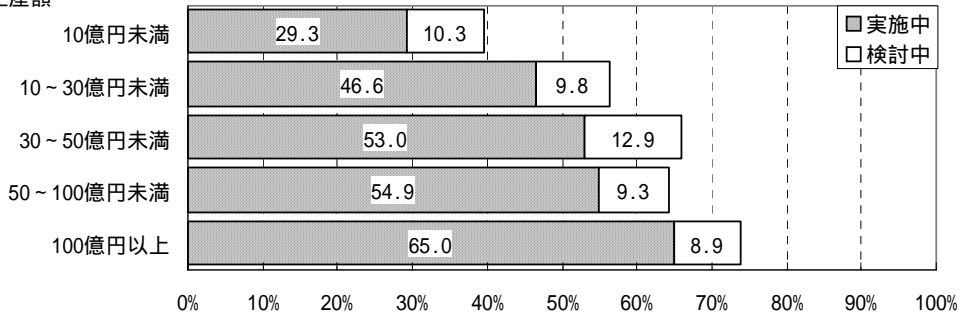
人口



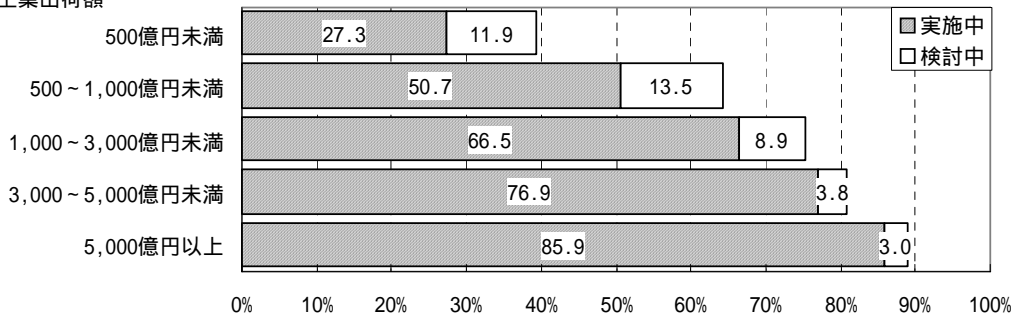
歳出額

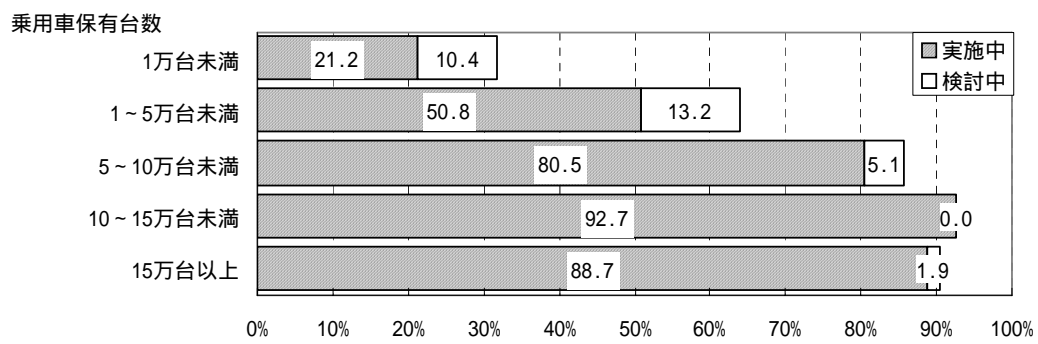
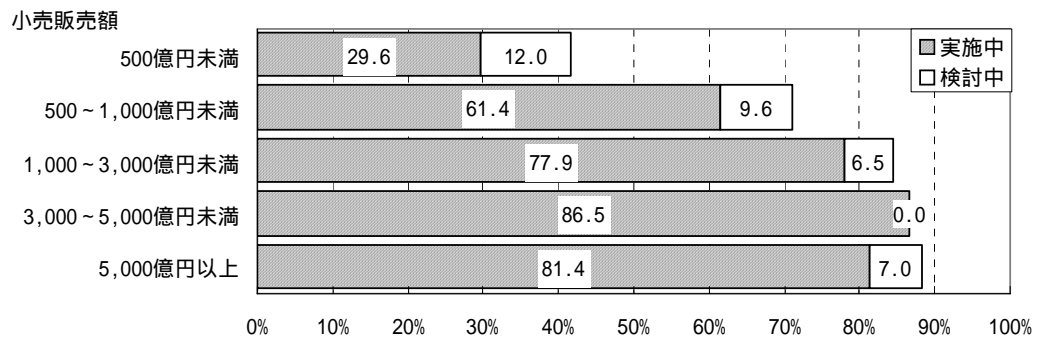


農業生産額



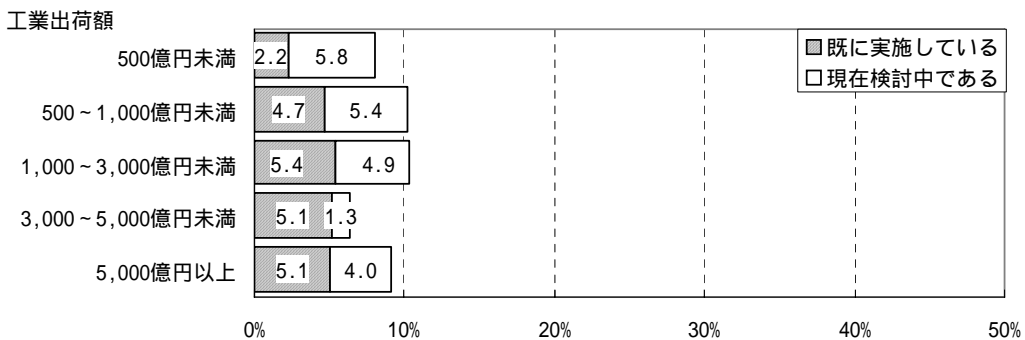
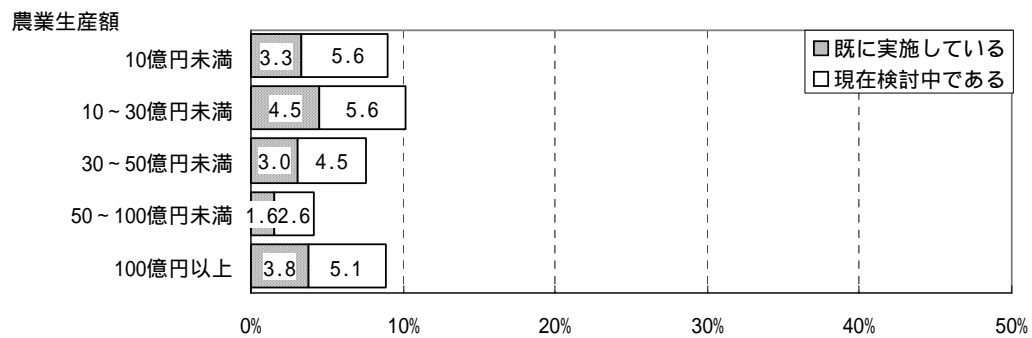
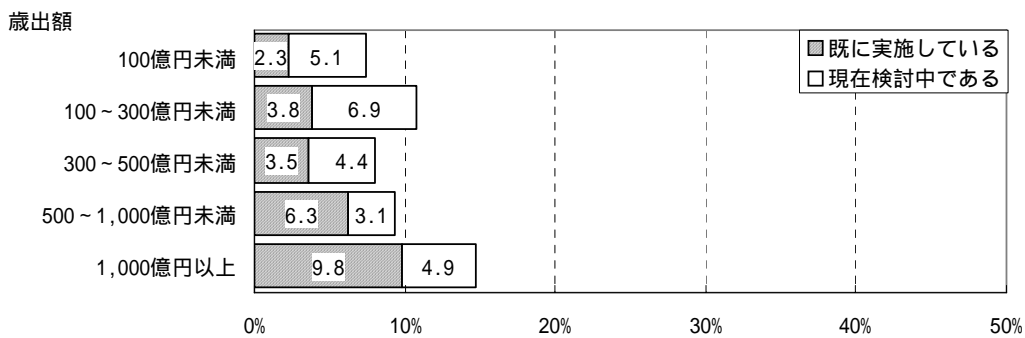
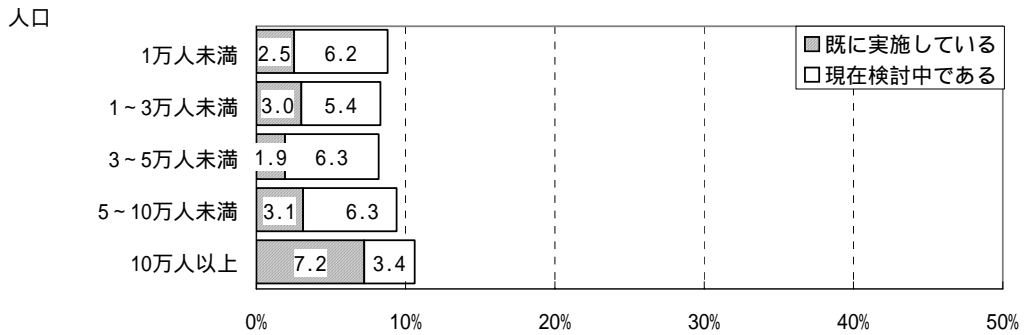
工業出荷額

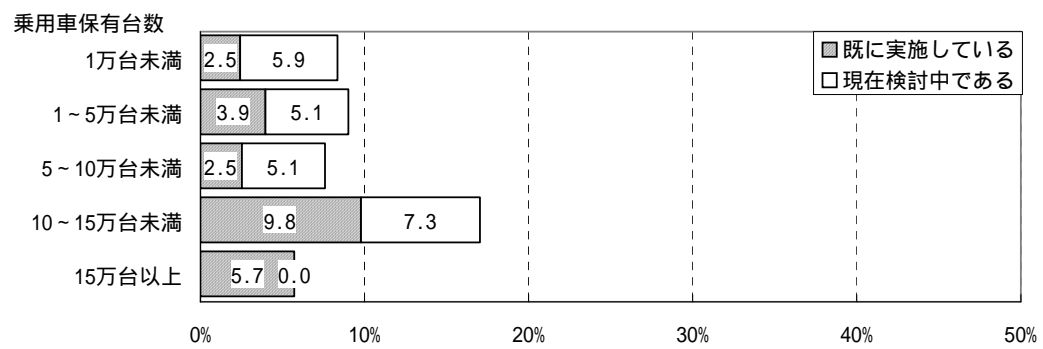
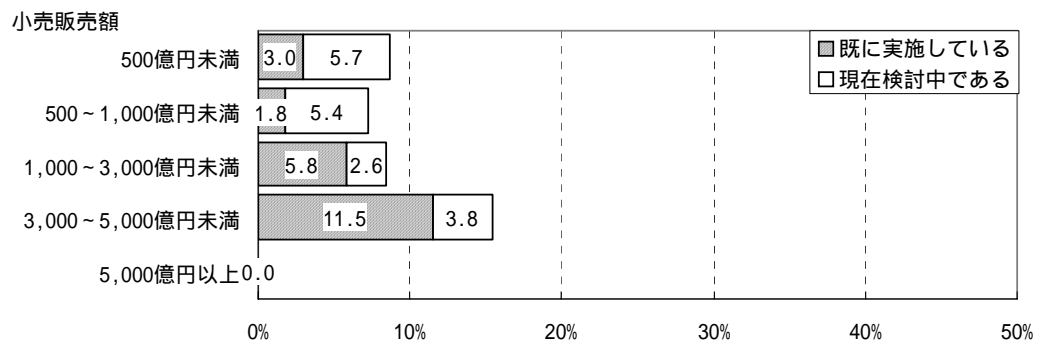




(n=1,390)

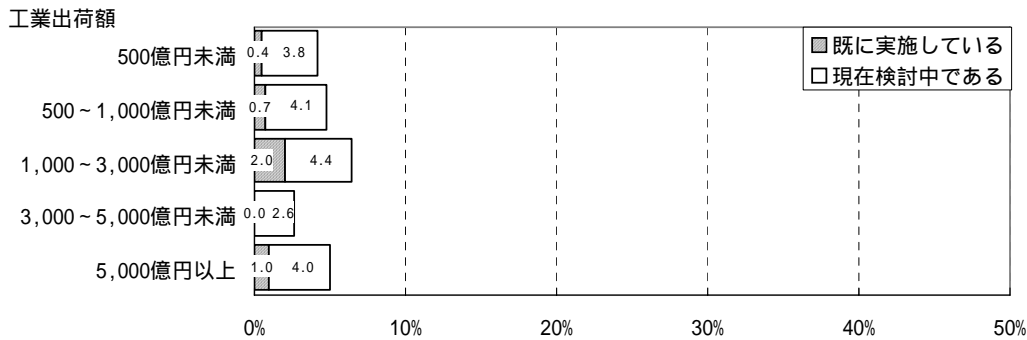
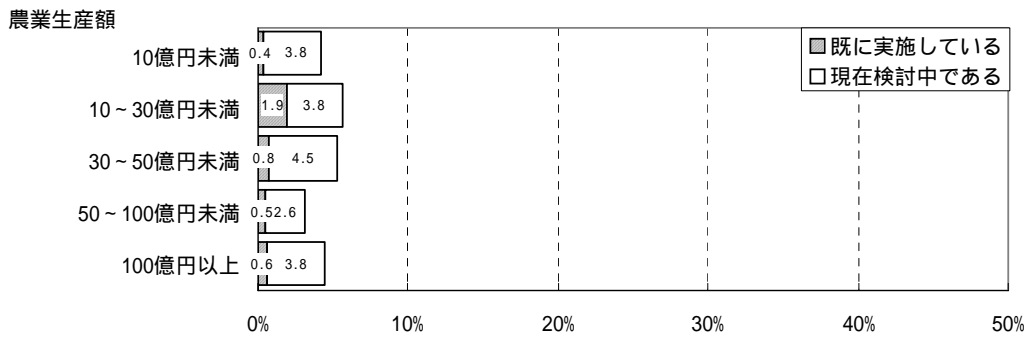
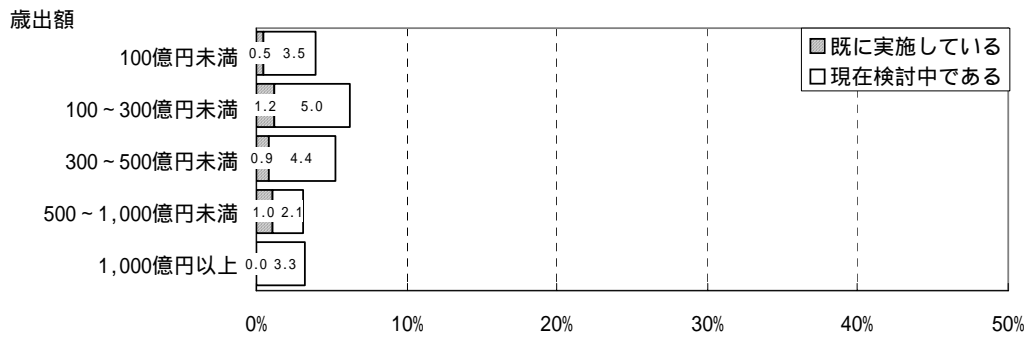
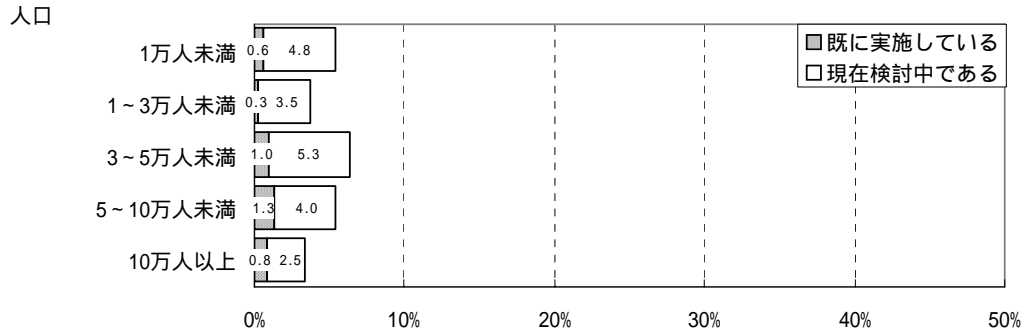
図表 III-6 市区町村における「環境影響評価に関する条例・要綱等」の策定状況
 (属性別：政令指定都市を除く)

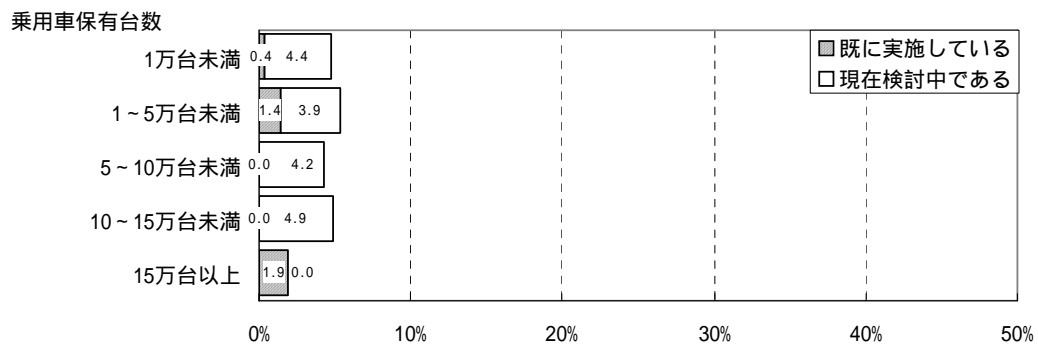
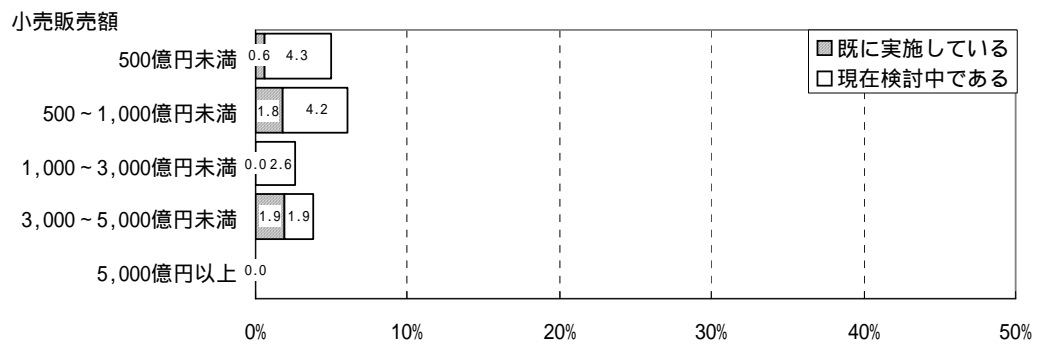




(n=1,390)

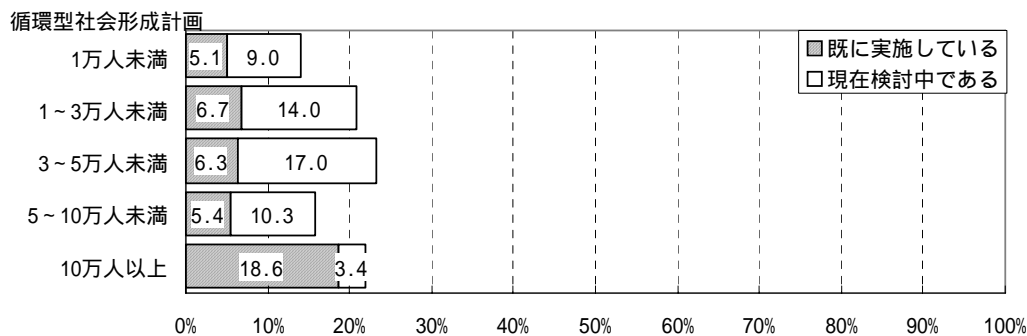
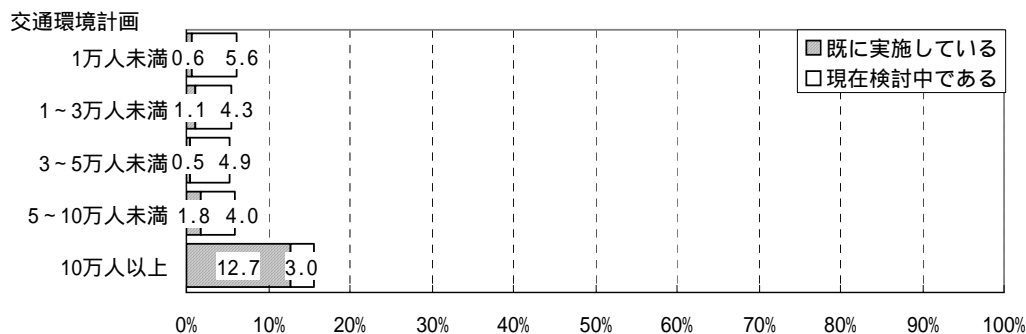
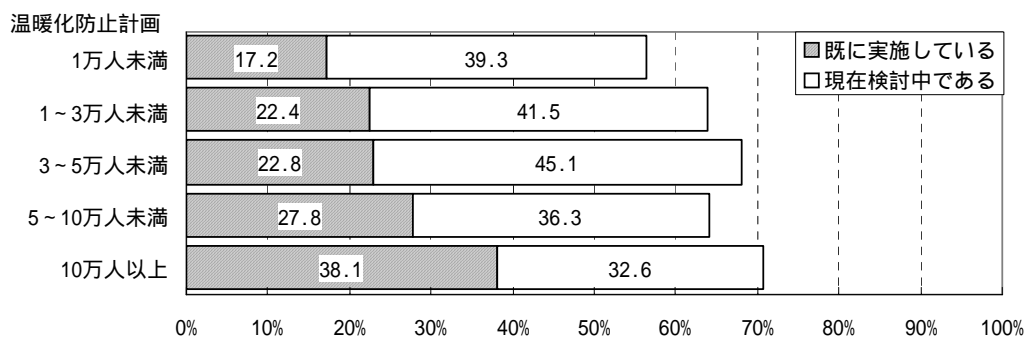
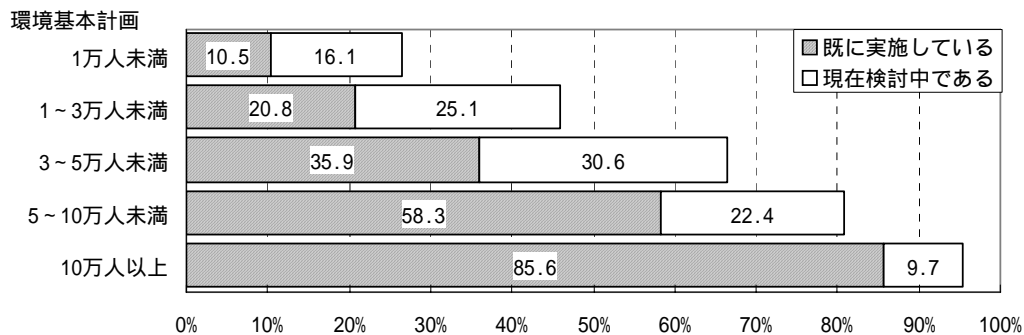
図表 III-7 市区町村における「戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等」の策定状況
 (属性別：政令指定都市を含まない)

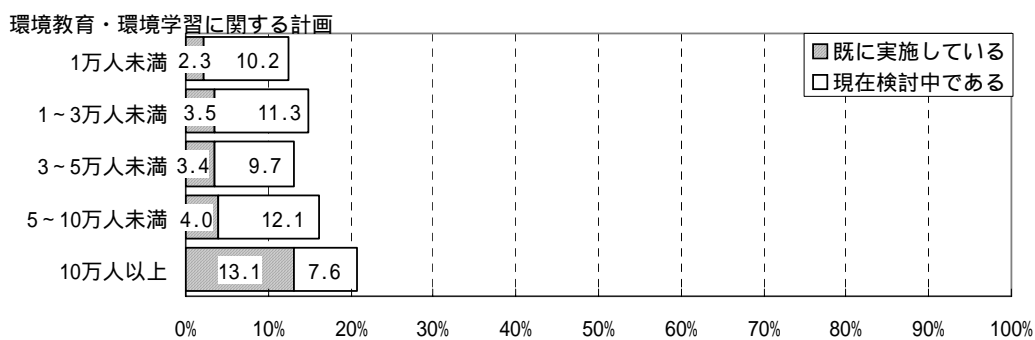
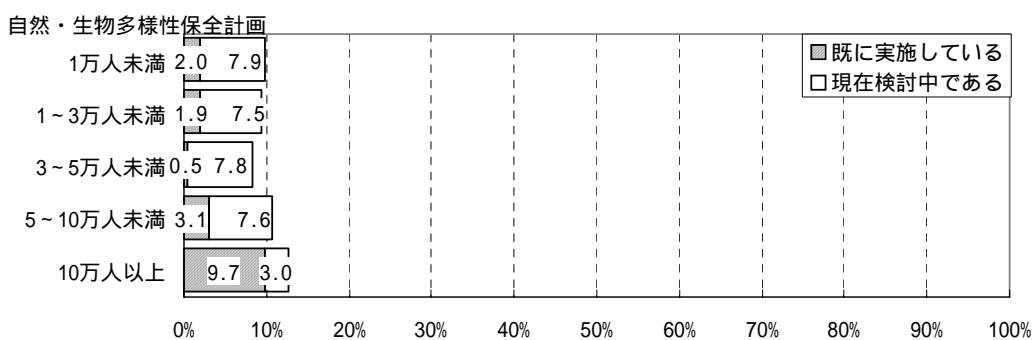
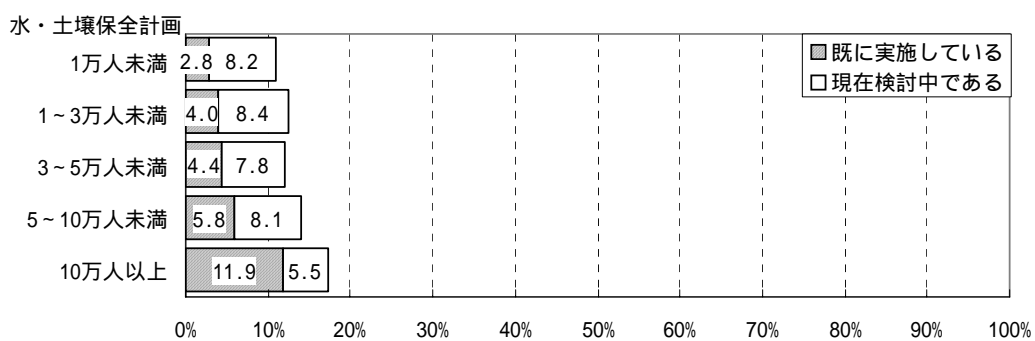




(n=1,390)

図表 III-8 市区町村における「環境関連計画」の策定状況（人口別：政令指定都市を含まない）





(n=1,390)

図表 III-9 市区町村における環境保全に関する独自の数値目標の設定実施率
 (人口規模別：政令指定都市を除く)

(n=1,390)

(%)

人口規模	地球温暖化 対策	大気環境 保全	廃棄物削減 リサイクル	循環型社会 形成	水・土壌 環境保全	自然・生物 多様性保全	環境教育・ 環境学習
1万人未満	12.6	1.9	15.3	15.7	4.8	10.3	7.7
1~3万人未満	20.6	8.6	18.4	15.7	11.6	13.2	10.3
3~5万人未満	13.5	12.4	15.5	14.6	17.1	13.2	17.3
5~10万人未満	19.8	17.1	19.1	16.9	18.5	16.9	19.2
10万人以上	33.5	60.0	31.8	37.1	47.9	46.3	45.5

(注) 網掛けは、項目別に最も比率の高いものを示す。

(2) 「環境に関する総合的な計画」の策定にかかわる状況

国の環境基本計画の参考状況（問 1-1）

【全体的な傾向】

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 868 団体では、計画策定に当たり 78.8%が国の環境基本計画を参考にした（している）。

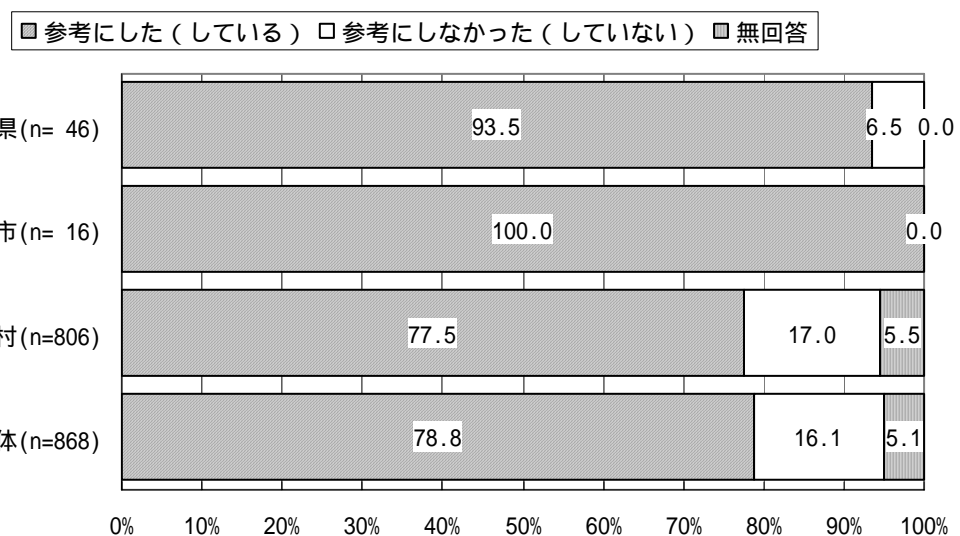
【基本属性別の特徴】

- 回答のあった都道府県、政令指定都市では、環境基本計画などの『環境に関する総合的な計画』は策定されており、都道府県では 93.5%（43 団体）が、政令指定都市では 100.0%（16 団体）が国の環境基本計画を参考にした。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 806 市区町村では 77.5%（625 団体）が国の環境基本計画を参考にした。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した市区町村について人口規模別にみると、国の環境基本計画を参考にした割合は、人口規模が大きくなるにつれて比率が高くなる傾向にある。（図表 -11）

図表 III-10 環境計画策定に際しての「国の環境基本計画」の参考状況（全体+基本属性別）



図表 III-11 市区町村における環境基本計画にかかわる状況（人口別：政令指定都市を除く）
（n=806）（％）

環境基本計画について	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
国の環境基本計画を参考にした	67.0	65.1	81.8	79.4	82.7
具体的な施策展開につながった	56.8	49.5	67.6	75.4	82.2
普及・啓発活動を実施している	70.3	54.8	77.0	77.7	84.2
計画実施状況の点検をしている	21.6	26.9	50.0	60.0	79.2

（注）網掛けは項目別に最も比率の高いものを示す。

「環境に関する総合的な計画」の具体的な施策展開（問 1-2）

【全体的な傾向】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定している 582 団体のうち 75.6%が、「計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている」と認識している。

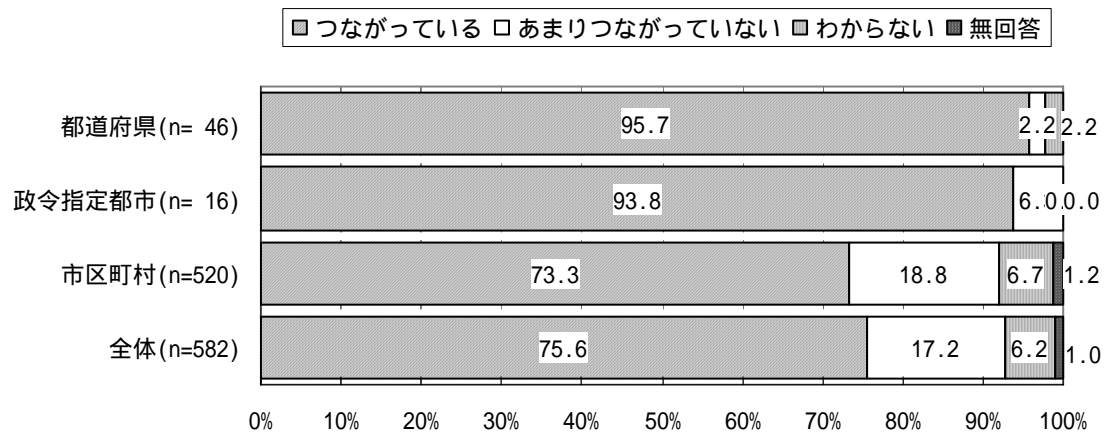
【基本属性別の特徴】

- 「計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている」とするのは、都道府県では 95.7%（44 団体）、政令指定都市で 93.8%（15 団体）である。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 520 市区町村については、73.3%（381 団体）が“具体的な環境保全施策の展開につながっている”としている。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した市区町村について人口規模別にみると、「計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている」とする割合は、「1 万人未満」でもやや高くなっているが、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向にある。（図表 -11）

図表 III-12 環境基本計画の策定による具体的な施策展開（全体+基本属性別）



「環境に関する総合的な計画」の普及・啓発（問 1-3）

【全体的な傾向】

- 全体では『環境基本計画の普及・啓発』にも積極的であり、環境基本計画を策定済みの 582 団体のうち「実施中」は 79.9%で、「検討中」(15.8%)を合わせると、9 割以上 (95.7%) が実施していることになる。

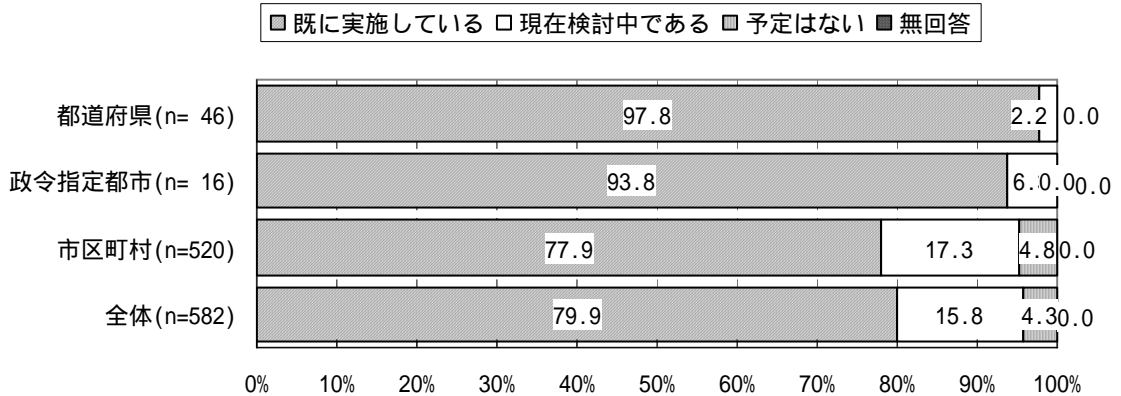
【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市では、『環境基本計画の普及・啓発』について「実施中」は、それぞれ 97.8%（45 団体）、93.8%（15 団体）と高い。
- 市区町村については、策定済みの 520 団体のうち 77.9%（405 団体）が、『環境基本計画の普及・啓発』を実施している。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した市区町村について人口規模別にみると、「計画の普及・啓発活動を実施している」とする割合は、「1 万人未満」でも高くなっているものの、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向にある。（図表 -11）

図表 III-13 環境基本計画の事業者や住民への普及・啓発（全体+基本属性別）



「環境に関する総合的な計画」の点検（問 1-4）

【全体的な傾向】

- 環境基本計画の『計画策定後の実施状況の点検』については、「実施中」の団体は62.9%で半数を超えるが、「検討中」(30.1%)も多く、今後の増加が予想される。

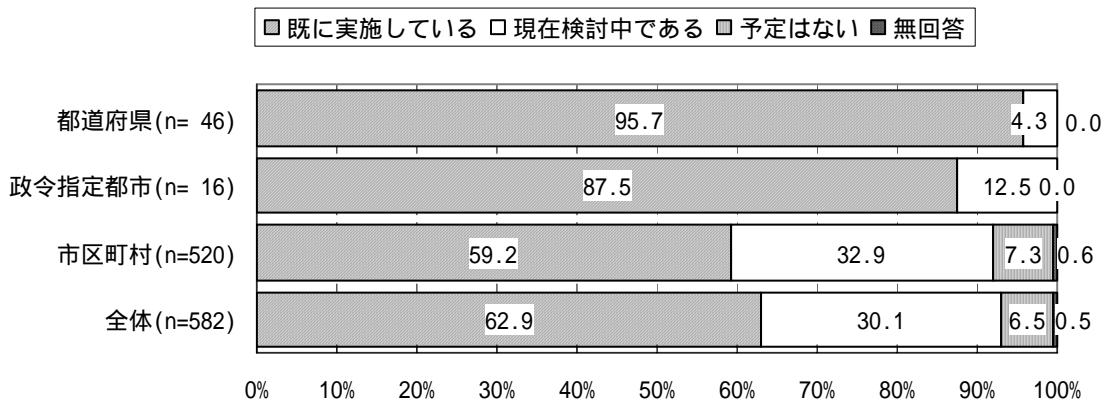
【基本属性別の特徴】

- 『計画策定後の実施状況の点検』について、ほぼすべての都道府県で「実施中」であり、政令指定都市においても「実施中」あるいは「検討中」である。
- 市区町村の「実施中」は520団体のうち59.2%(308団体)と半数を占め、「検討中」も32.9%(171団体)と少なくない。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 環境に関する総合的な計画』を既に策定した市区町村について人口規模別にみると、「計画実施状況の点検をしている」とする割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向にある。(図表 -11)

図表 III-14 環境基本計画の実施状況の点検（全体+基本属性別）



部署横断的な独自組織（問 1-5）

【全体的な傾向】

- 自然環境保全を図るための『部署横断的な独自の組織（自然保護課以外）』の有無については、「予定はない」が 93.6%と高く、「実施中」（3.4%）、「検討中」（1.3%）は非常に少ない。

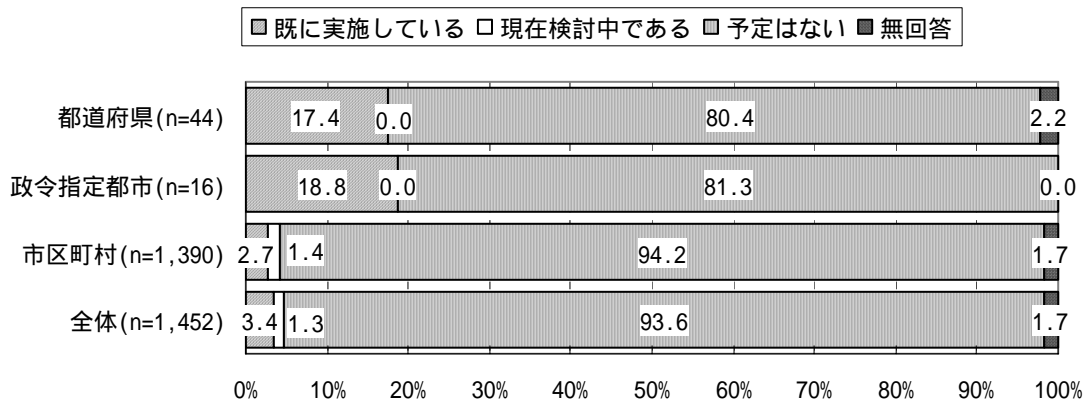
【基本属性別の特徴】

- 『部署横断的な独自の組織（自然保護課以外）』について、都道府県の「実施中」は 17.4%（8 団体）で、政令指定都市では「実施中」が 18.8%（3 団体）である。
- 市区町村の「実施中」は 1,390 団体のうち 2.7%（38 団体）と非常に少なく、「予定はない」が 94.2%である。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 1,390 市区町村について、『部署横断的な独自の組織（自然保護課以外）』の実施は 38 団体とサンプル数が少ないため人口規模別の傾向はつかめない。

図表 III-15 部署横断的な独自組織（全体+基本属性別）

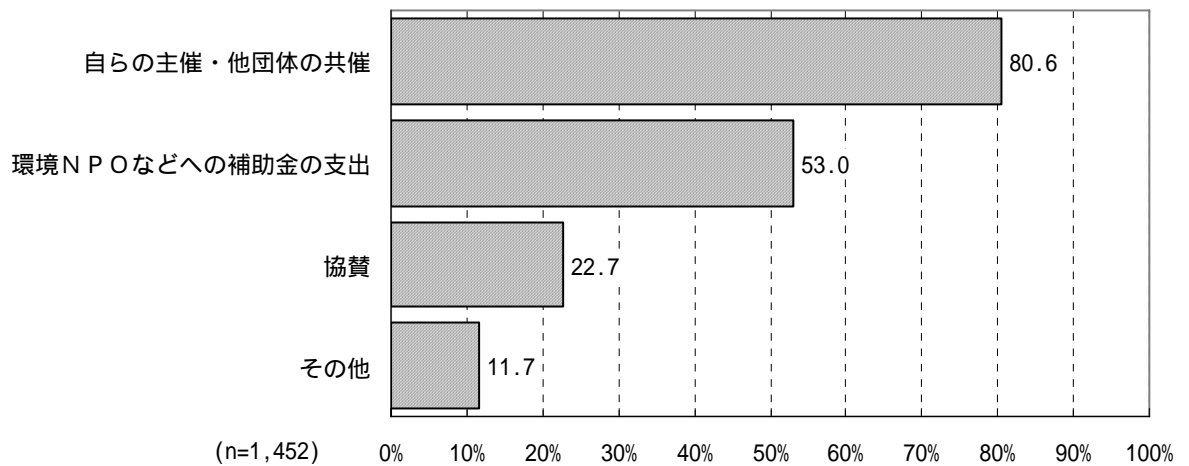


環境保全事業の実施方法（問 1-6）

【全体的な傾向】

- 地方公共団体における、環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全事業の実施方法については、『自らの主催・他団体の共催』をあげる団体が多い（80.6％）。

図表 III-16 環境保全事業の実施の方法（全体）



【基本属性別の特徴】

- 環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全事業の実施方法については、都道府県と政令指定都市において『自ら主催・他団体の共催』（それぞれ 93.5％、100.0％）と高い割合を示す。市区町村においても『自ら主催・他団体の共催』は 79.7％と高い割合を示している。

図表 III-17 環境保全事業の実施の方法（基本属性別）

環境保全事業の実施方法	（％）		
	都道府県 n=46	政令指定都市 n=16	市区町村 n=1,390
自らの主催・他団体の共催	93.5	100.0	79.7
環境NPOなどへの補助金の支出	56.5	75.0	16.8
協賛	47.8	37.5	21.6
その他	21.7	18.8	11.2

環境保全事業の国民の参加人日（問 1-7）

【全体的な傾向】

- 地方公共団体が実施した環境教育、地域の美化・清掃活動など環境保全に関わる事業への参加人数は団体全体平均で、54,042 日となった。

【基本属性別の特徴】

- 基本属性別にみると参加人数の最も多いのは都道府県で、団体平均 572,908 日である。

図表 III-18 環境保全事業の国民の参加人日（全体+基本属性別）

参加人・日	都道府県 n=32	政令指定都市 n=9	市区町村 n=968	全体 n=1,009
計	18,333,063	1,760,658	34,434,313	54,528,034
平均	572,908	195,629	35,573	54,042

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村の人口別で見ると、人口規模が多くなるにつれて参加人日も増加し、「10万人以上」では団体平均109,954人日、「1万人未満」は約4,274人日とその差は大きい。

図表 III-19 環境保全事業の国民の参加人日（人口別：政令指定都市を除く）

参加人・日	1万人未満 n=230	1~3万人未満 n=270	3~5万人未満 n=138	5~10万人未満 n=145	10万人以上 n=185
計	983,093	2,117,058	2,008,135	8,984,448	20,341,579
平均	4,274	7,841	14,552	61,962	109,954

環境教育・環境学習の数値目標の設定（問1-8：自由記述*）

【都道府県の特徴】

- 都道府県における環境教育・環境学習の数値目標の設定については、主に「環境教育活動の開催回数」、「環境教育活動への参加者数」、「環境関連指導者の人数」の3通りがみられる。
- 「環境教育活動の開催回数」には「自然観察会等開催数(和歌山県)」が挙げられる。「環境教育活動への参加者数」には「こどもエコクラブ会員数(青森県、秋田県、新潟県、福井県、大阪府、佐賀県、長崎県)」、「環境教育施設の利用者数(鳥取県)」などが挙げられる。「環境関連指導者の人数」には「自然解説員の認定者数(富山県)」「環境学習支援ネットワーク登録者数(香川県)」などが挙げられる。
- その他、「県ホームページ「環境いばらき」アクセス数(茨城県)」、「買い物袋を持って買い物に行く県民の割合(滋賀県)」、「学校版環境ISO取組校数(徳島県)」などもある。

【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市では、「こども省エネ大作戦への参加学校数(横浜市)」、などの「環境教育活動への参加者数」、および「環境学習サポーター数(北九州市)」などの「環境関連指導者の人数」を数値目標に掲げている団体が多い。数値目標を特に設定していない都市もみられる。

【東京23区の特徴】

- 東京23区でも、主に「環境教育活動の開催回数」、「環境教育活動への参加者数」、「環境関連指導者の人数」の3通りの数値目標の設定がみられる。

【市町村の特徴】

- 市町村でも、主に「環境教育活動の開催回数」、「環境教育活動への参加者数」、「環境関連指導者の人数」の3通りの数値目標の設定がみられる。

(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

2 2 環境問題に関する問題意識と重点取組

(1) 環境問題に関する問題意識と重点取組(問2)

【全体的な傾向】

- 21の環境問題の中から「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取り組むもの」を、それぞれ5つまで選んでもらった。全体的に後者よりも前者の比率が高いが、これは問題意識が高くても現実には必ずしも重点取組には至っていないことを示している。
- 「特に問題意識のある環境問題」の上位3位は、『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』(77.8%)と『地球温暖化』(75.8%)、『不法投棄』(64.4%)である。これらの問題が地方公共団体にとって環境問題に関する重点課題であることを示している。
- 「重点的に取り組む環境問題」については、「特に問題意識のある環境問題」より比率は低くなるものの、ほぼ同様の傾向を示すが、『地球温暖化』については問題意識と実際の取組の間に最も差があり(13.6ポイント)、関心は高いものの具体的な取組に至っていないことがわかる。

図表 III-20 環境問題に関する問題意識と重点取組(全体)

(n=1,452)

(%)

環 境 問 題	問題意識	重点取組	ポイント差
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	77.8	74.2	3.5
地球温暖化	75.8	62.3	13.6
不法投棄等廃棄物の不適正な処理	64.4	57.2	7.2
水質汚濁	42.7	35.7	7.0
悪臭	23.7	17.3	6.4
廃棄物の最終処分場のひっ迫	23.6	19.1	4.5
騒音・振動	22.7	17.6	5.1
大気汚染	17.0	12.5	4.5
生活の身近にある自然の減少	11.0	8.5	2.4
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	9.7	8.1	1.6
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	8.7	7.2	1.5
土壌汚染	7.3	5.0	2.3
海洋の汚染	4.1	3.2	0.9
オゾン層の破壊	3.8	1.1	2.7
その他	3.7	3.9	-0.1
酸性雨	2.1	0.8	1.2
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	1.7	1.4	0.3
開発途上国の公害・環境問題	1.5	0.3	1.2
地盤沈下	1.4	1.2	0.2
黄砂	1.2	0.2	1.0
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.3	0.1	0.3

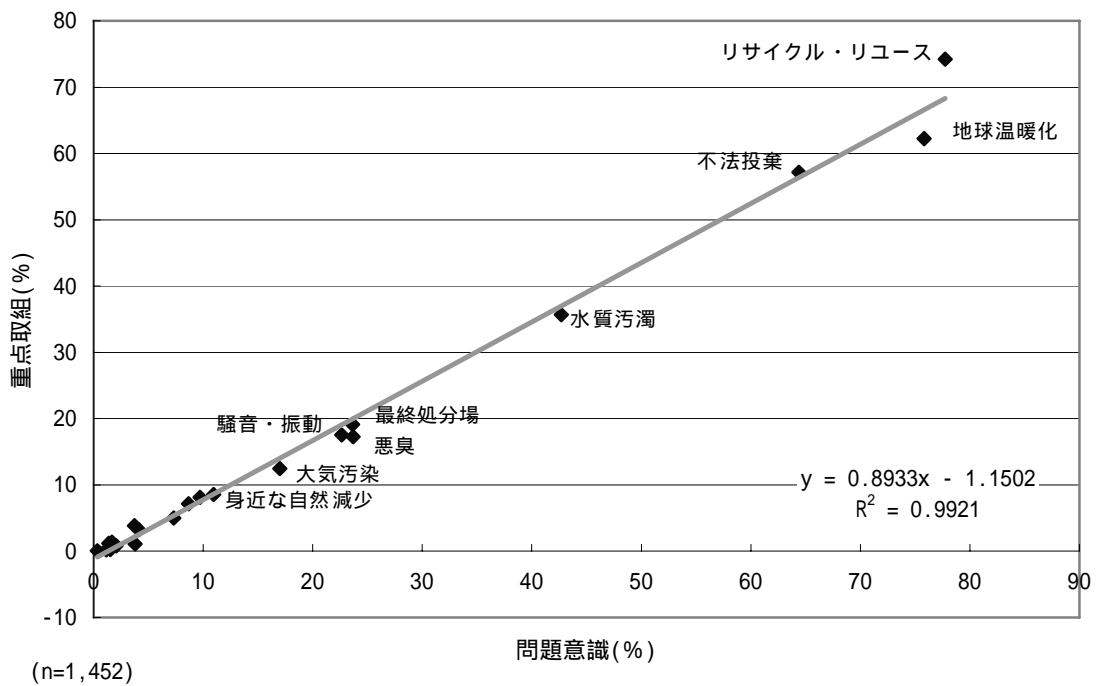
(注) 1. 「ポイント差」は「問題意識」から「重点取組」を引いた値である。

2. 網掛けは40%以上を示す。

【問題意識と重点取組の関係】

- 「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取り組むもの」の相関は強く、問題意識が高いほど重点的に取り組む割合も高い。
- 全体的には、問題意識と重点取組のいずれにおいても、『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用』（問題意識 77.8%、重点取組 74.2%）の割合が高く、次いで『地球温暖化』（同 75.8%、62.3%）、『不法投棄』（同 64.4%、57.2%）である。

図表 111-21 環境問題に関する問題意識と重点取組の関係（全体）



(注) 図中の直線は近似曲線を示す。相関係数は 0.9921 である。

【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『地球温暖化』、『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』に対する認識が高い。
- 都道府県では、『地球温暖化』(問題意識 93.5%、重点取組 93.5%)と『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』(同 87.0%、69.6%)の割合が高く、続いて『不法投棄』(同 56.5%、19.6%)と続く。他の属性と比べて特徴的なのは、『野生生物や稀少動植物の減少や絶滅』(同 43.5%、13.0%)の比率が高くなっている点である。
- 政令指定都市では、『地球温暖化』(問題意識 81.3%、重点取組 81.3%)とともに『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』(同 81.3%、68.8%)の割合が高い。他の属性と比べて特徴的なのは、『大気汚染』(同 31.3%、18.8%)とともに『生活の身近にある自然の減少』(同 31.3%、6.3%)の比率が高くなっている点である。
- 市区町村では、『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』(問題意識 77.4%、重点取組 60.7%)とともに『地球温暖化』(同 75.2%、66.2%)の割合が高い。次いで、『不法投棄』『水質汚濁』の割合が高い。

図表 111-22 環境問題に関する問題意識と重点取組（基本属性別）

(%)

基本属性 環境問題	都道府県 n=46		政令指定都市 n=16		市区町村 n=1,390	
	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組
地球温暖化	93.5	93.5	81.3	81.3	75.2	66.2
オゾン層の破壊	2.2	2.2	6.3	6.3	3.8	2.9
酸性雨	4.3	4.3	6.3	6.3	1.9	1.3
黄砂	0.0	0.0	6.3	6.3	1.2	0.8
大気汚染	23.9	15.2	31.3	18.8	16.6	12.4
騒音・振動	0.0	0.0	12.5	6.3	23.5	16.5
悪臭	0.0	0.0	0.0	0.0	24.7	16.8
水質汚濁	43.5	37.0	31.3	31.3	42.8	29.7
土壌汚染	13.0	6.5	6.3	6.3	7.1	3.7
地盤沈下	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.0
海洋の汚染	6.5	6.5	0.0	0.0	4.1	2.9
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	87.0	69.6	81.3	68.8	77.4	60.7
不法投棄等廃棄物不適正な処理	56.5	19.6	37.5	12.5	65.0	36.9
廃棄物の最終処分場のひっ迫	19.6	6.5	0.0	0.0	24.0	9.9
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	8.7	0.0	6.3	0.0	9.8	2.5
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	2.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	4.3	2.2	6.3	0.0	1.5	0.5
生活の身近にある自然の減少	17.4	6.5	31.3	6.3	10.5	2.6
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	43.5	13.0	12.5	0.0	7.5	1.6
開発途上国の公害・環境問題	4.3	0.0	6.3	0.0	1.4	0.1
その他	32.6	10.9	25.0	0.0	2.5	1.3

(注) 網掛けは40%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

(問題意識)

- 環境問題に関する「問題意識」については、「5万人以上」の団体では『地球温暖化』が問題意識のトップに位置するのに対し、「5万人未満」の団体では『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』がトップに位置する。
- 『大気汚染』や『騒音・振動』については人口規模が大きくなるにつれて問題意識が高まる傾向にあるが、『不法投棄』については、「5万人未満」の団体の方が「5万人以上」の団体よりも問題意識が高い。

図表 III-23 市区町村における環境問題に関する「問題意識」(人口別：政令指定都市を除く)
(n=1,390) (%)

環 境 問 題	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地球温暖化	63.8	70.6	76.2	84.3	89.8
オゾン層の破壊	5.9	4.6	1.9	1.3	3.4
酸性雨	2.8	1.6	1.5	0.9	2.5
黄砂	2.3	0.5	1.0	0.0	1.7
大気汚染	10.5	11.3	16.0	19.7	31.8
騒音・振動	8.2	24.3	25.2	35.9	32.2
悪臭	16.1	28.3	29.6	32.7	20.3
水質汚濁	34.5	46.9	44.2	47.1	43.6
土壌汚染	5.9	4.9	5.3	8.1	13.1
地盤沈下	0.8	1.3	0.5	1.8	3.0
海洋の汚染	7.6	4.3	4.4	2.2	0.0
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	70.3	78.7	82.0	79.8	79.7
不法投棄等廃棄物不適正な処理	68.4	73.6	73.8	58.7	44.5
廃棄物の最終処分場のひっ迫	24.3	25.9	21.4	23.3	23.7
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	10.2	10.2	9.7	8.5	9.7
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.3	0.3	0.5	0.4	0.0
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	1.7	1.1	1.5	1.3	2.1
生活の身近にある自然の減少	7.3	6.2	6.8	14.3	21.6
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	6.2	4.6	6.8	8.1	14.0
開発途上国の公害・環境問題	3.4	0.5	0.0	1.3	0.8
その他	2.0	1.6	1.0	1.3	7.2

(注) 網掛けは各環境問題における人口規模別に最も高い比率を示す。

(重点取組)

- 環境問題に関する「重点取組」については、「10万人未満」の団体では、『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の促進』が取組のトップに位置している。次いで『地球温暖化』『不法投棄』の比率が高い。「10万人以上」の団体では、『地球温暖化』が最も高く、次いで『廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用の推進』『不法投棄』の比率が高い。
- 『地球温暖化』や『大気汚染』、『騒音・振動』については人口規模が大きくなるにつれて重点的取組の比率が高まっているが、『不法投棄』については、「5万人未満」の団体の方が「5万人以上」の団体よりも重点的に取り組まれている。

図表 III-24 市区町村における環境問題に関する「重点取組」(人口別：政令指定都市を除く)

(n=1,390)

(%)

環 境 問 題	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
地球温暖化	39.3	57.4	64.6	72.2	84.7
オゾン層の破壊	0.8	1.9	1.0	0.4	0.8
酸性雨	0.8	1.3	0.5	0.9	0.4
黄砂	0.0	0.3	0.0	0.0	0.8
大気汚染	4.0	9.2	11.7	14.8	26.3
騒音・振動	7.1	15.9	22.3	27.4	26.3
悪臭	9.9	20.2	21.4	23.8	17.8
水質汚濁	23.7	37.2	41.3	40.4	40.3
土壌汚染	3.7	3.5	2.9	6.3	9.7
地盤沈下	0.6	1.1	0.5	1.3	2.5
海洋の汚染	4.5	4.0	4.4	1.8	0.4
廃棄物等の発生抑制や再利用、再生利用の推進	59.0	75.7	78.6	78.9	83.9
不法投棄等廃棄物不適正な処理	53.4	68.5	69.4	52.5	41.1
廃棄物の最終処分場のひっ迫	17.5	21.0	18.0	19.7	19.9
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	7.3	8.6	9.7	6.7	8.5
内分泌かく乱化学物質の生物への影響	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	1.1	0.8	0.5	1.8	2.5
生活の身近にある自然の減少	5.1	4.6	4.9	9.4	19.5
野生生物や稀少動植物の減少や絶滅	5.6	3.0	5.8	7.6	11.0
開発途上国の公害・環境問題	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
その他	1.7	1.9	1.0	1.8	6.8

(注) 網掛けは各環境問題における人口規模別に最も高い比率を示す。

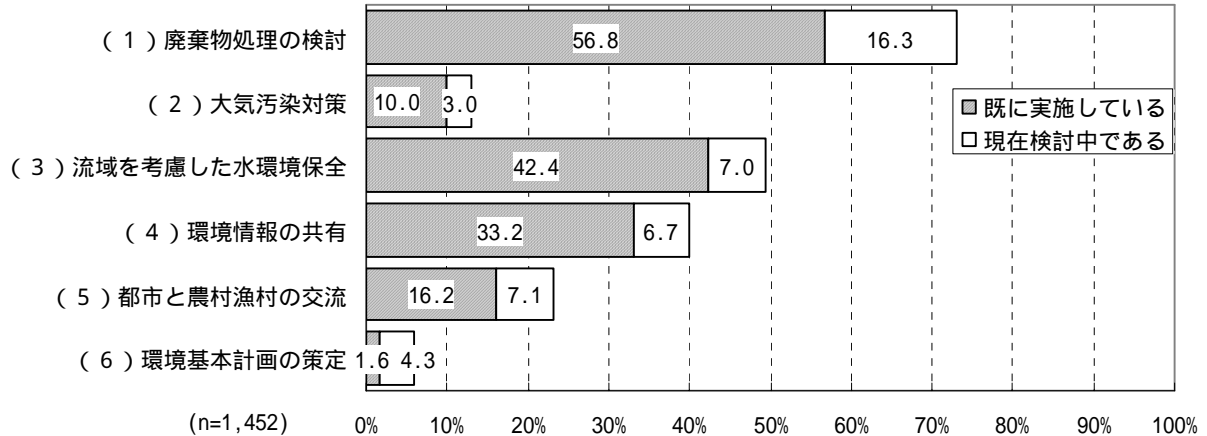
2 3 環境保全施策における広域連携・協力

(1) 周辺地方公共団体との連携・協力(問 3)

【全体的な傾向】

- 周辺地方公共団体との広域連携・協力を行う環境保全施策の中で最も進んでいるのは、『廃棄物処理の検討』であり、実施中 56.8%、検討中 16.3%を合わせると 73.1%である。次いで、『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』が多い。

図表 III-25 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(全体)



【基本属性別の特徴】

- 広域連携については、都道府県、政令指定都市、市区町村に共通する主要な広域連携課題は、『廃棄物処理の検討』『流域を考慮した水環境保全』であることが読みとれる。また、都道府県や政令指定都市では、多岐にわたってバランスよく広域連携が図られている。
- 都道府県では、『流域を考慮した水環境保全』(実施中 69.6%、検討中 4.3%：計 73.9%)、『環境情報の共有』(同 65.2%、8.7%：計 73.9%)の割合が高い。
- 政令指定都市では、『流域を考慮した水環境保全』(実施中 87.5%、検討中 0.0%：計 87.5%)、『環境情報の共有』(同 68.8%、6.3%：計 75.1%)の割合が高い。
- 市区町村では、『廃棄物処理の検討』(実施中 57.1%、検討中 16.7%：計 73.8%)の割合が最も高く、次いで『流域を考慮した水環境保全』(同 40.9%、7.2%：計 48.1%)の割合が高くなっている。

図表 III-26 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(基本属性別) (%)

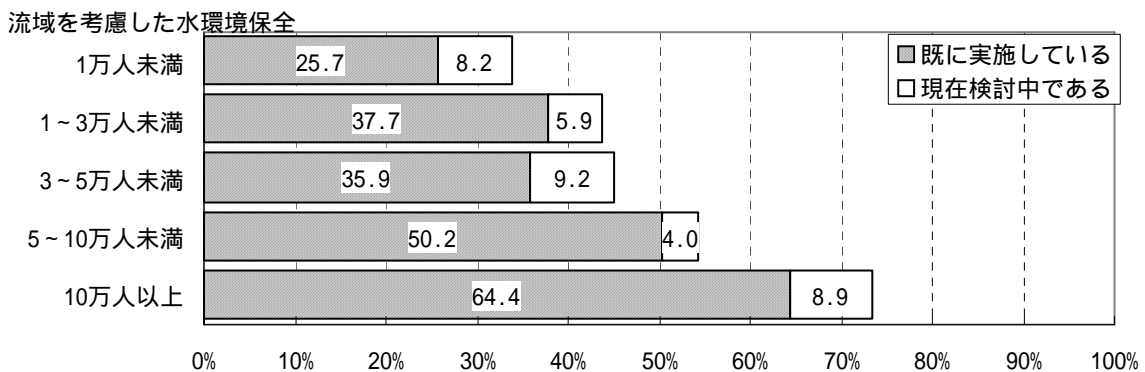
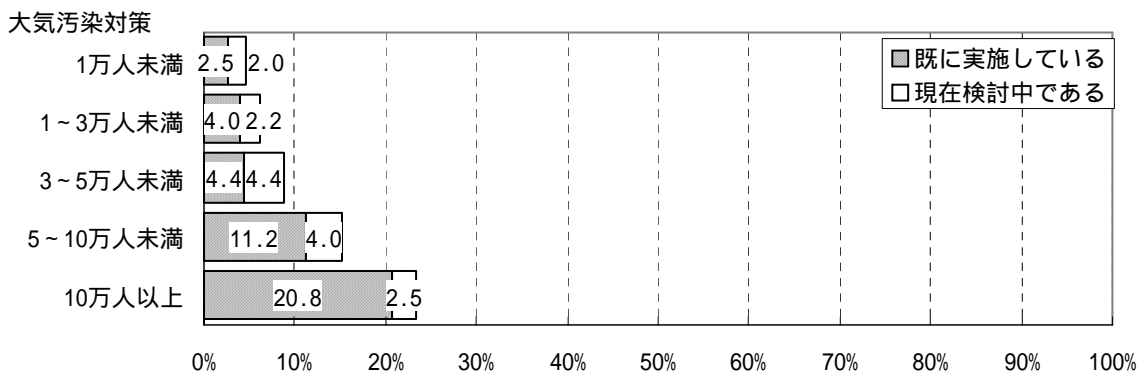
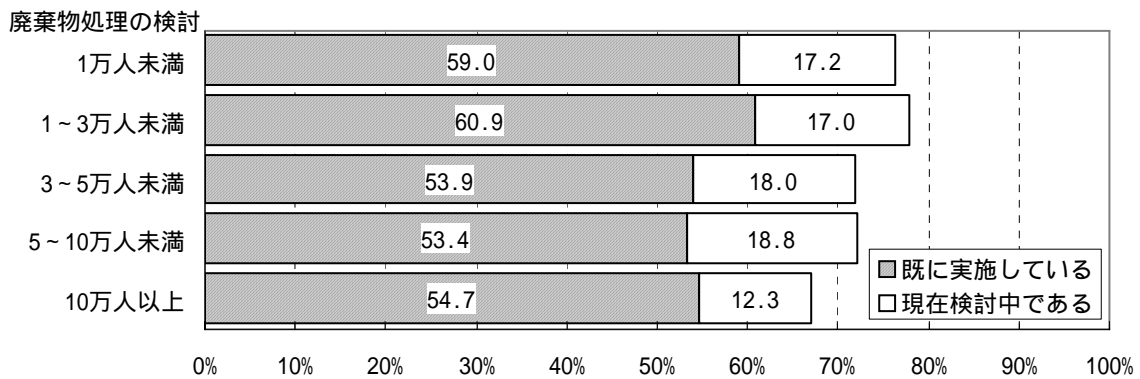
基本属性	都道府県 n = 46		政令指定都市 n = 16		市区町村 n = 1,390	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	47.8	10.9	56.3	0.0	57.1	16.7
(2) 大気汚染対策	63.0	6.5	56.3	6.3	7.7	2.8
(3) 流域を考慮した水環境保全	69.6	4.3	87.5	0.0	40.9	7.2
(4) 環境情報の共有	65.2	8.7	68.8	6.3	31.7	6.7
(5) 都市と農山漁村の交流	50.0	4.3	12.5	31.3	15.1	6.9
(6) 環境基本計画の策定	4.3	6.5	6.3	0.0	1.4	4.2

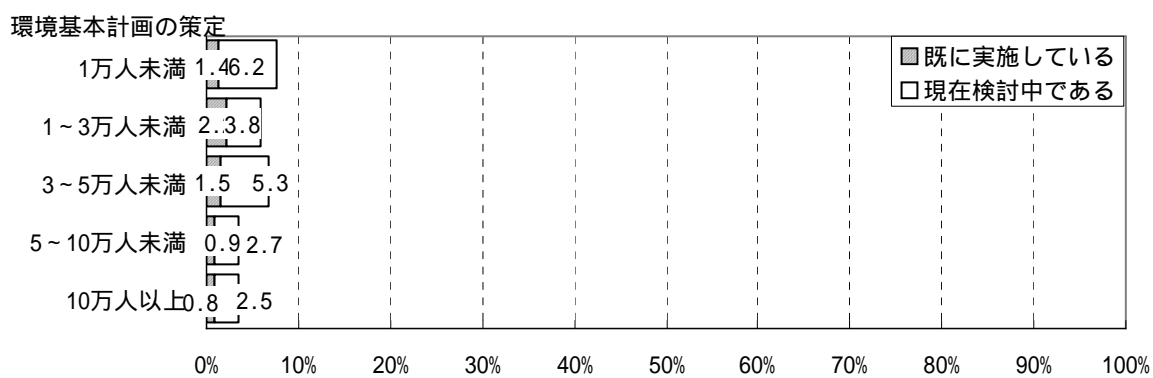
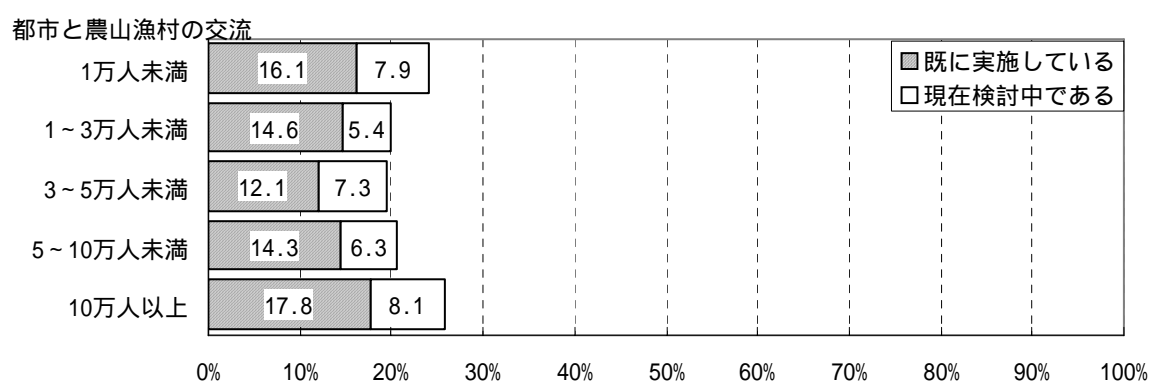
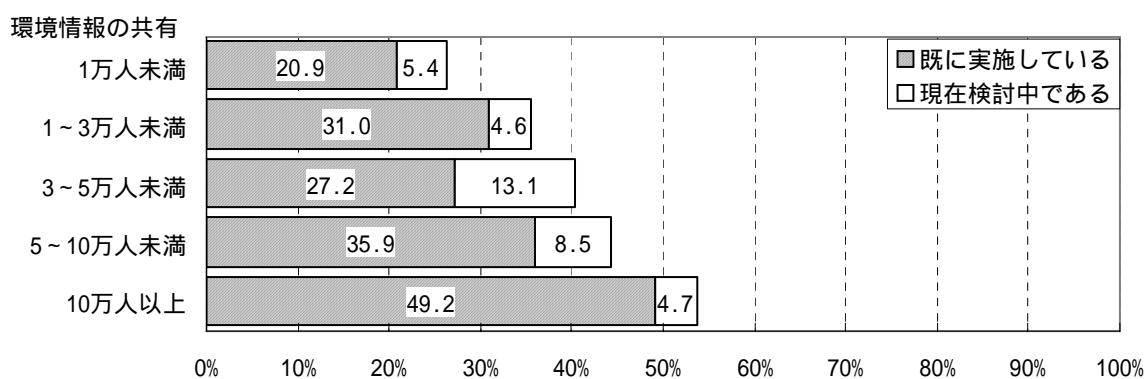
(注) 網掛けは 40%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 人口規模に関わらず広域連携が多いのは『廃棄物処理の検討』である。一方『環境基本計画の策定』については、規模にかかわらず広域連携が図られている団体は非常に少ない。
- 『大気汚染対策』『流域を考慮した水環境保全』については、人口規模が大きくなるほど実施中の団体の割合が増えている。

図表 III-27 環境保全施策にかかわる広域連携の状況（人口別：政令指定都市を除く）





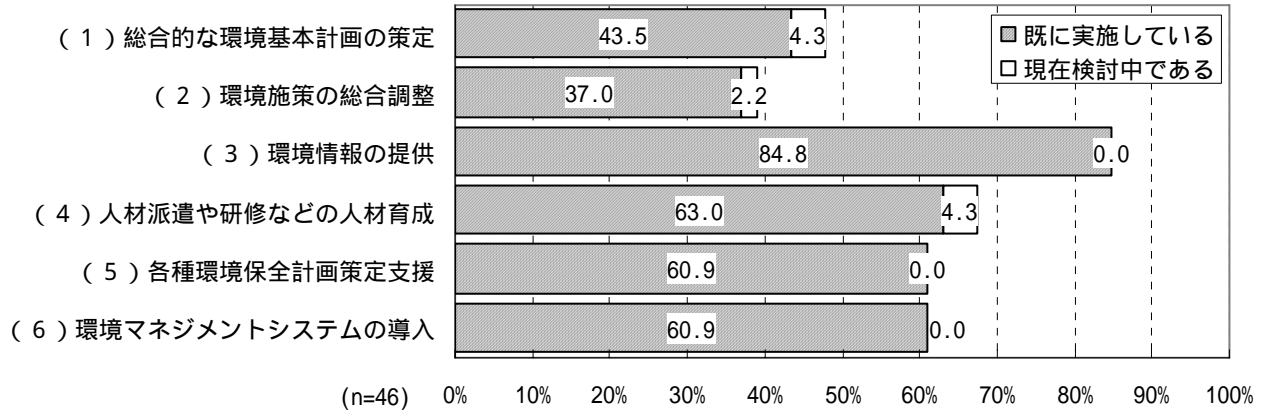
(n=1,390)

(2) 域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)(問4)

【全体的な傾向】

- 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』（実施中 84.8%）が最も多い。続いて、『人材派遣や研修などの人材育成』（同 63.0%）、『各種環境保全計画策定支援』（同 60.9%）、『環境マネジメントシステムの導入』（同 60.9%）となっており、環境保全のための基盤整備の様子がうかがえる。

図表 III-28 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整（都道府県のみ）

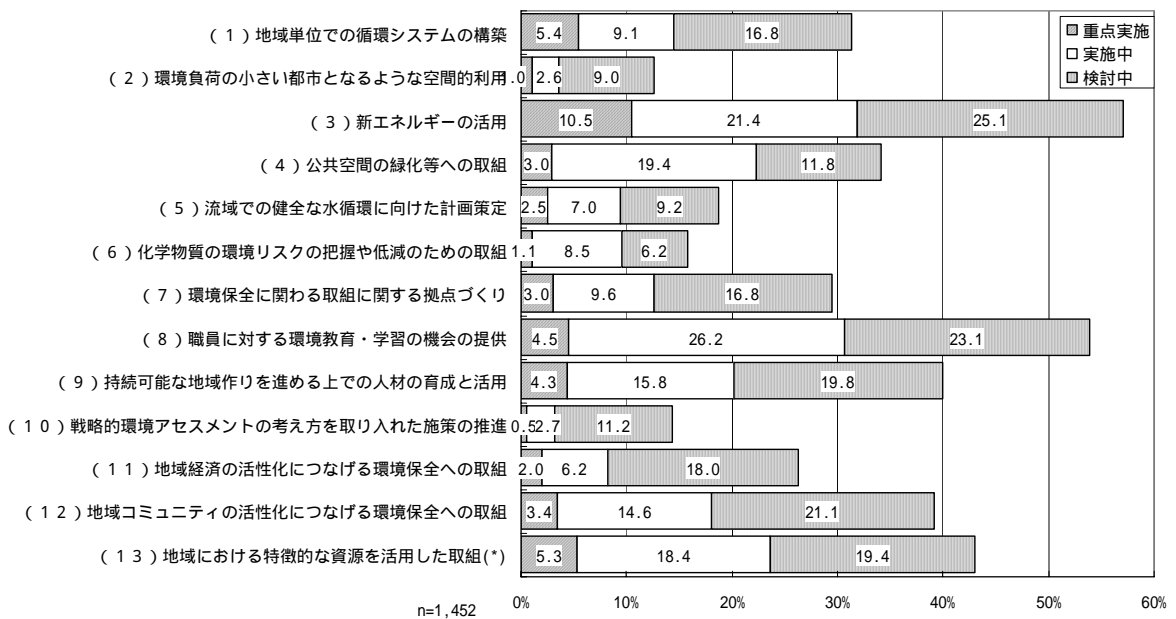


(3) 環境基本計画の重点分野の取組状況(問5)

【全体的な傾向】

- 重点分野の取組状況で進んでいるのは、『新エネルギーの活用』であり、「重点実施」(10.5%)、「実施中」(21.4%)と「検討中」(25.1%)となっている。次いで『職員に対する環境教育・学習の機会の提供』で「重点実施」(4.5%)、「実施中」(26.2%)、「検討中」(23.1%)となっている。
- 今年度の新たにアンケートに追加された項目である『地域における特徴的な資源を活用した取組』については、「重点実施」(5.3%)、「実施中」(18.4%)、「検討中」(19.4%)と、比較的高い取組状況となっている。

図表 111-29 環境基本計画の重点分野の取組状況(全体)



(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。

【基本属性別の特徴】

- 全体的傾向では取組状況がやや低い割合となっていた『化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組』や『地域経済の活性化につなげる環境保全への取組』といった項目が、都道府県、政令指定都市別に見ると、高い割合を示している。
- 都道府県における環境基本計画の重点分野の実施について、実施率(「重点実施」と「実施中」の合計)の高い上位3項目は『(3)新エネルギーの活用』『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』『(9)持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用』の順である。
- 政令指定都市における環境基本計画の重点分野の実施について、実施率の高い上位3項目は『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』『(4)公共空間の緑化等への取組』『(3)新エネルギーの活用』の順である。
- 市区町村における環境基本計画の重点分野の実施について、実施率の高い上位3項目は『(3)新エネルギーの活用』『(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供』『(13)地域における特徴的な資源を活用した取組』の順である。

図表 III-30 環境基本計画の重点分野の取組状況（基本属性別）

(n=1,452)

(%)

基本属性 取組状況	都道府県 n=46			政令指定都市 n=16			市区町村 n=1,378		
	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中	重点実施	実施中	検討中
(1) 地域単位での循環システムの構築	15.2	52.2	10.9	31.3	31.3	18.8	4.8	7.4	17.0
(2) 環境負荷の小さい都市となるような空間的利用	2.2	23.9	28.3	6.3	31.3	37.5	0.9	1.6	8.0
(3) 新エネルギーの活用	50.0	43.5	4.3	31.3	43.8	18.8	8.9	20.4	25.9
(4) 公共空間の緑化等への取組	8.7	63.0	4.3	25.0	62.5	6.3	2.5	17.4	12.1
(5) 流域での健全な水循環に向けた計画策定	30.4	41.3	4.3	18.8	43.8	18.8	1.4	5.4	9.3
(6) 化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組	17.4	65.2	4.3	0.0	68.8	12.5	0.6	5.9	6.2
(7) 環境保全に関わる取組に関する拠点づくり	19.6	47.8	15.2	0.0	56.3	31.3	2.5	7.8	16.7
(8) 職員に対する環境教育・学習の機会の提供	13.0	76.1	4.3	6.3	81.3	6.3	4.2	23.9	24.0
(9) 持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用	21.7	65.2	4.3	12.5	56.3	6.3	3.7	13.7	20.5
(10) 戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進	2.2	19.6	43.5	0.0	37.5	31.3	0.4	1.7	9.9
(11) 地域経済の活性化につなげる環境保全への取組	19.6	50.0	6.5	6.3	18.8	37.5	1.4	4.6	18.2
(12) 地域コミュニティの活性化につなげる環境保全への取組	6.5	50.0	21.7	18.8	37.5	12.5	3.2	13.2	21.2
(13) 地域における特徴的な資源を活用した取組(*)	21.7	58.7	8.7	31.3	31.3	12.5	4.2	16.3	19.2

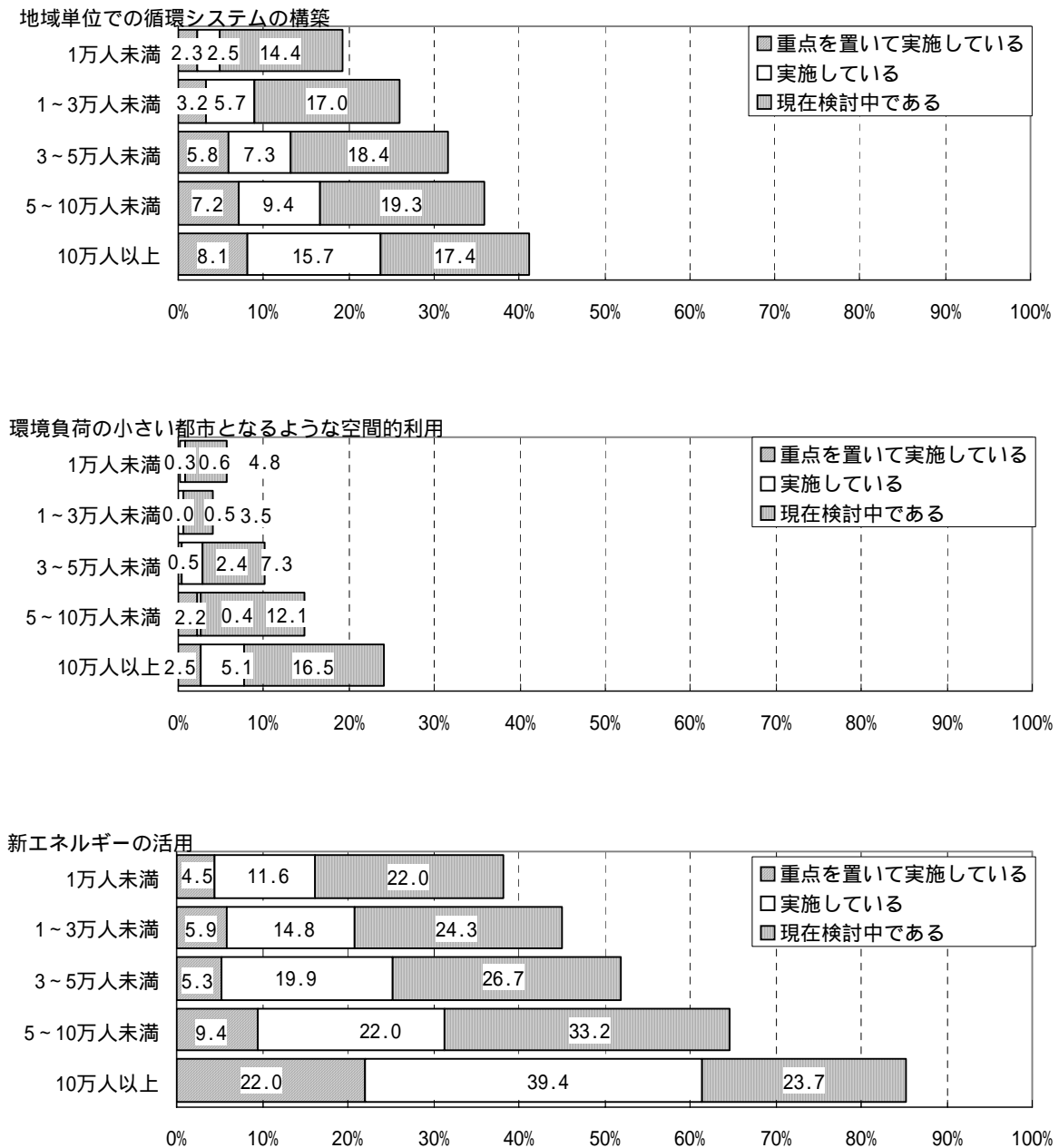
(注) 1. 網掛けは50%以上を示す。

2. *印は今年度より追加された設問項目を示す。

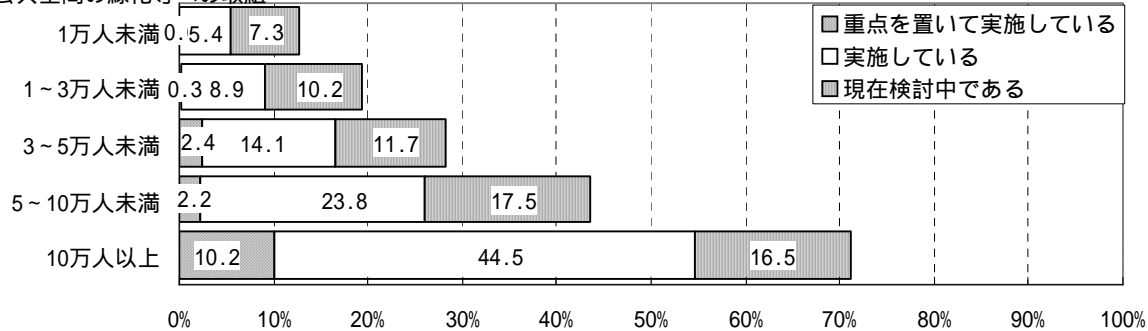
【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 人口別に重点分野の取組状況を見てみると、ほとんどの項目について人口規模が大きくなるにつれて取組状況の割合が高くなる傾向にあるが、多くの項目で「10万人以上」の実施率が突出している。

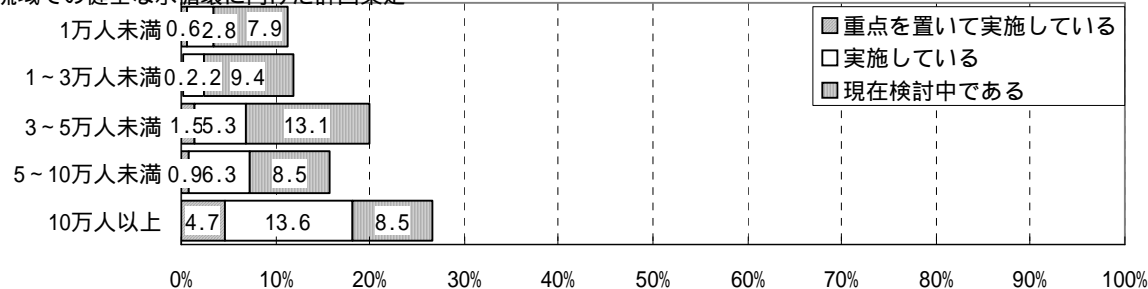
図表 III-31 市区町村における環境基本計画の重点分野の取組状況（人口別：政令指定都市を除く）



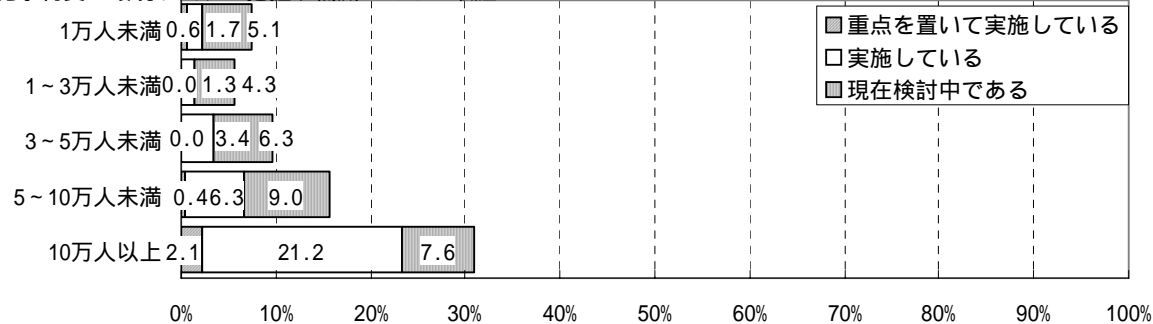
公共空間の緑化等への取組



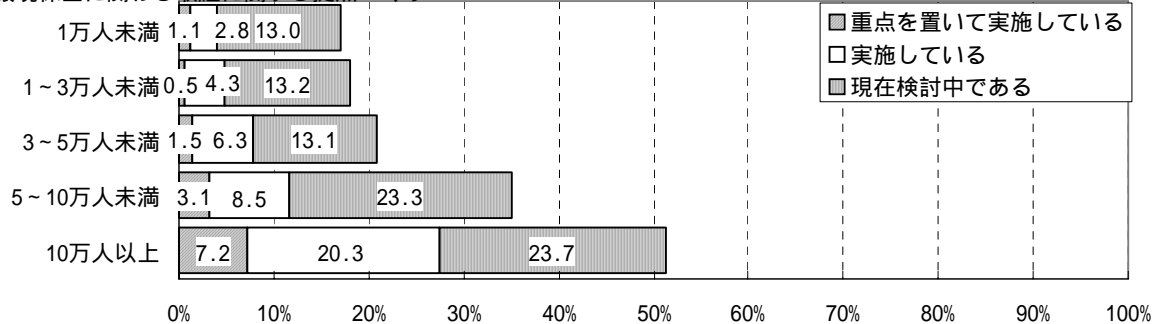
流域での健全な水循環に向けた計画策定



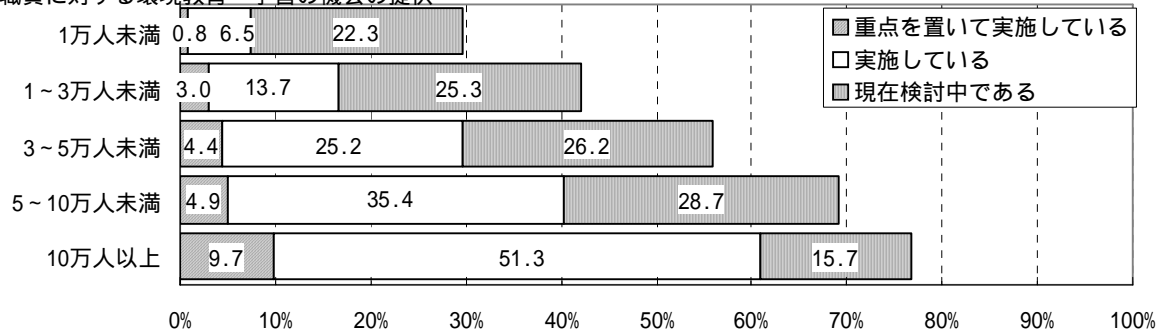
化学物質の環境リスクの把握や低減のための取組



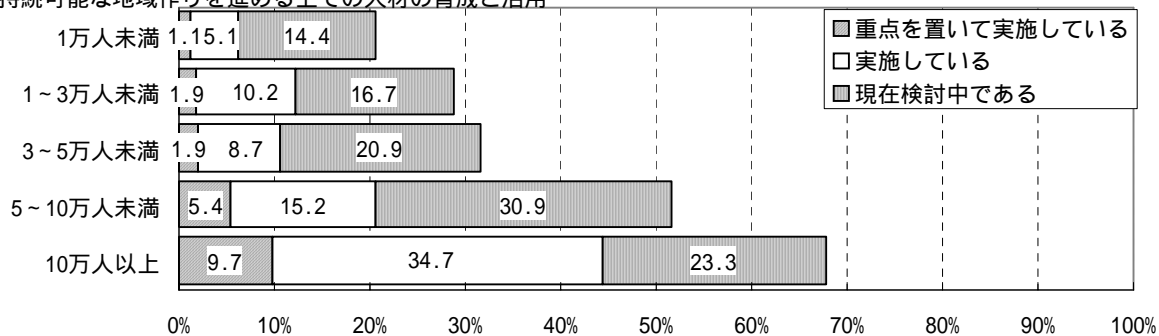
環境保全に関わる取組に関する拠点づくり



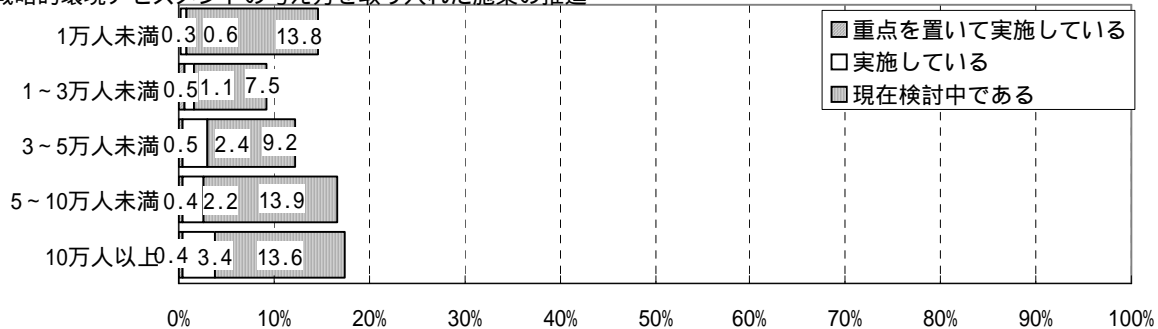
職員に対する環境教育・学習の機会の提供



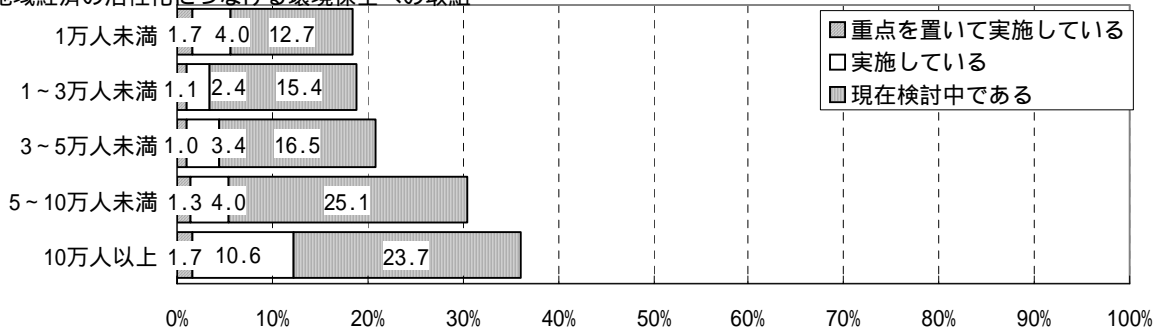
持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用



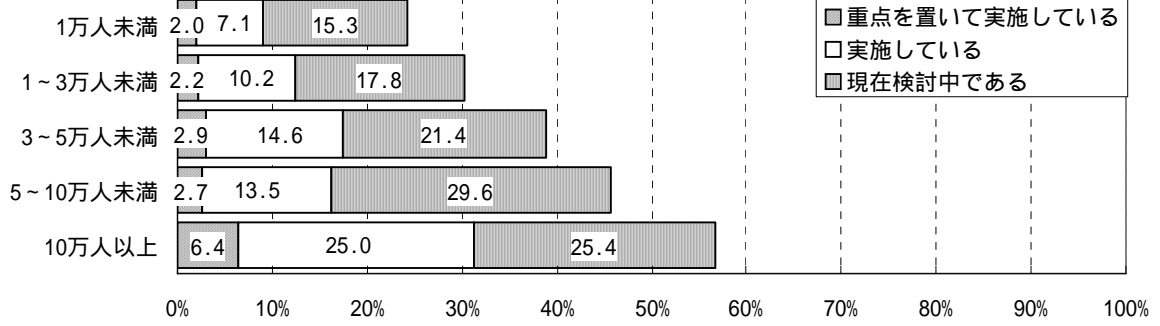
戦略的環境アセスメントの考え方を取り入れた施策の推進



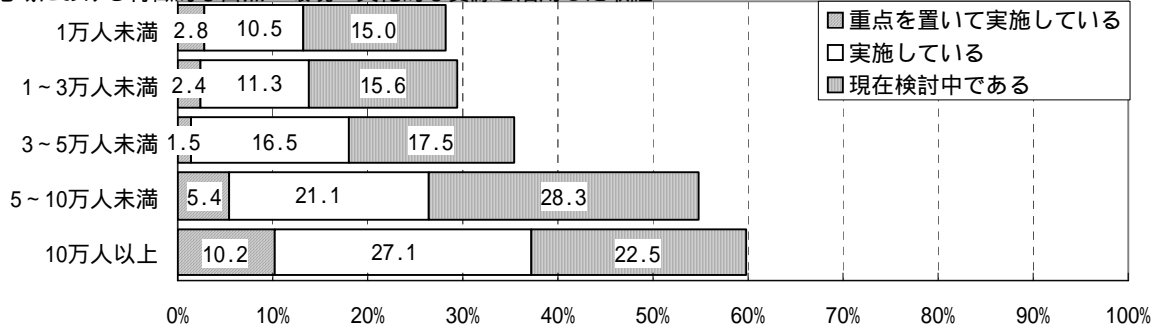
地域経済の活性化につなげる環境保全への取組



地域コミュニティの活性化につながる環境保全への取組



地域における特徴的な自然・環境・文化的な資源を活用した取組



(n=1,390)

(4) 環境基本計画の重点分野の具体的な実施事例(問 5-2:自由記述) (*)

【都道府県の特徴】

- 都道府県における環境基本計画の重点分野の実施について、実施率の高い上位3項目は「(3)新エネルギーの活用」「(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供」「(9)持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用」の順である。
- 「(3)新エネルギーの活用」については、太陽光発電システム、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料などの新エネルギーの普及活動が中心である。
- 「(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供」については、取組事例として自由記述の中に挙げられているものは少ないが、「川、水環境ワークショップの開催(青森県)」「エコアクション21の運用(長野県)」「職員へのISO研修(鳥取県、島根県)」などがあり、環境保全ワークショップなどの活動への参加、ISO14001、エコアクション21等の認証・登録制度の取得などを通じて実施されていると考えられる。
- 「(9)持続可能な地域作りを進める上での人材の育成と活用」については、環境教育活動の推進(環境NPOの活動支援も含む)と、環境アドバイザー等の登録・認証制度の制定が主な取組内容となっている。

【政令指定都市の特徴】

- 政令指定都市における環境基本計画の重点分野の実施について、実施率の高い上位3項目は「(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供」「(4)公共空間の緑化等への取組」「(3)新エネルギーの活用」の順である。
- 「(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供」については、「ISO14001環境マネジメントによる職員向け環境学習(浜松市)」「堺市環境マネジメントシステムに基づく職員研修(堺市)」他、職員への教育研修が挙げられている。
- 「(4)公共空間の緑化等への取組」については、「百年の杜づくり推進基金(仙台市)」「みどりの聖域づくり(神戸市)」などがある。
- 「(3)新エネルギーの活用」については、「風力発電事業、公共施設への太陽光発電設備の導入(横浜市)」「次世代エネルギーパーク構想推進事業(北九州市)」などがある。

【市区町村(東京23区および市町村)の特徴】

- 市区町村における環境基本計画の重点分野の実施について、実施率の高い上位3項目は「(3)新エネルギーの活用」「(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供」「(13)地域における特徴的な資源を活用した取組」の順である。
- 「(3)新エネルギーの活用」については、「新エネルギー関連設備への助成金」や「公共施設への新エネルギー関連設備の導入」などが多い。
- 「(8)職員に対する環境教育・学習の機会の提供」については、「ISO14001で位置づけられている職員研修」が多いが、他に「職員への環境ニュースのメール配信(三条市)」「新入職員への環境教育(貝塚市)」など、各団体により様々な取組がなされている。
- 「(13)地域における特徴的な資源を活用した取組」については、各地の自然資源等を活かした、
 - ・ 環境保全活動(例「木場潟保全活動(小松市)」)
 - ・ 環境教育活動(例「屋久島フィールド講座(屋久島町)」)
 - ・ 新エネルギー開発(例「雪冷熱エネルギー利用施設の設置(上越市)」)などが実施されている。

(注)*印は今年度より追加された設問項目を示す。